

## 公表

## 措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対象	市民病院 令和4年度分 (必要に応じて令和5年度分) 事務事業
種類	定期監査及び行政監査
監査日	令和 5 年 7 月 24 日
提出日	令和 6 年 9 月 9 日
担当	市民病院 病院財務課 (TEL251-1101)

指摘事項	措置状況
<p>(4) 適正なたな卸資産の管理について</p> <p>市民病院は、たな卸資産として、薬剤部は薬品を中央検査部は試薬をそれぞれ管理しており、毎年9月末及び3月末に実地たな卸を行い、その結果を管理者に報告している。</p> <p>令和5年3月31日に実地たな卸を実施した結果、物流管理システム上で把握している在庫数と実際の在庫数に多数の過不足が発生していた。</p> <p>今後は、過不足が発生した原因を究明し、再発防止に真摯に取り組み、たな卸資産を適正に管理されたい。</p>	<p>令和5年4月以降、実在庫数とシステム在庫数の差異の原因について、返品入力漏れ等のヒューマンエラーによるもの、システムの仕様や連携によるものなど、考えられるものを洗い出した上で、各原因に対する対応策を検討・実施した結果、令和5年9月末の棚卸において、一定の成果を確認した。</p> <p>その後も対応策の実施・検証を進めるとともに、令和6年1月に更新した物流管理システムについて、新システムが適切に稼働するよう移行したデータの整備やシステム連携の確認・調整を行った上で、令和6年3月22日を起点日として令和6年3月末に棚卸を実施した結果、在庫数の過不足が改善していることを確認した。</p> <p>令和6年9月末の棚卸に向けては、これまで取り組んできた対応策を確実に実施するほか、棚卸をより簡便に行うことができるように管理する薬品の単位を「g(グラム)」や「ml(ミリリットル)」等の量の単位から「包」や「個」等の数の単位に変更するなど、棚卸の精度向上に資する取組を行いながら、適正な資産管理に努めている。</p>